

太田市外三町広域清掃組合公告

群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号。以下「条例」という。）第16条第1項及び群馬県環境評価条例施行規則（平成11年群馬県規則第43号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、環境影響評価第一種事業準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「第一種事業準備書説明会」という。）を開催することについて、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項及び規則第22条第2項において準用する規則第11条の4第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年6月30日

太田市外三町広域清掃組合

管理者 清水 聖義



1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 太田市外三町広域清掃組合
 - (2) 代表者 管理者 清水 聖義
 - (3) 所在地 太田市細谷町604番地1

2. 第一種事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業
 - (2) 種類 廃棄物処理施設の設置
 - (3) 規模 330t/日

3. 第一種事業実施区域
太田市細谷町及び藤阿久町地内

4. 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
太田市の一部

5. 第一種事業準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年7月14日（木） 午前9時30分から・午後7時から
 - (2) 場所 太田市外三町広域清掃組合 リサイクルプラザ（太田市細谷町604番地1）